

## 「第63回人権週間」実施要領

大 阪 法 務 局  
大阪府人権擁護委員連合会

### 1 趣 旨

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々々が達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年度で採択63周年を迎えます。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、採択日の12月10日「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めており、下記期間を「第63回人権週間」として、各種啓発活動を実施することとしています。当局及び当連合会においても、関係機関等の協力を得て、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、各種啓発活動を実施しようとするものです。

### 2 期間

平成23年12月4日（日）から同月10日（土）までの1週間

### 3 強調事項（趣旨は別紙のとおり）

平成23年度啓発活動重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

#### 4 実施行事

人権週間の趣旨と啓発強調事項に基づく啓発活動として、次の行事を実施する。  
なお、各行事の実施に当たっては、各地方自治体、関係機関及び各種団体との連絡を密にするなどして、啓発効果を高めるよう配慮するものとする。

##### (1) 特設人権相談所

法務局（本局及び支局）及び各人権擁護委員協議会は、協力して12月中の適宜の日に、適切な場所において、特設人権相談所を開設する。

##### (2) 広報誌（紙）等への掲載

人権週間に関する啓発広報資料「第63回人権週間について」（別添）を、各地方自治体及び府内商工会議所・商工会等をはじめとする関係機関に提供し、11月下旬又は12月上旬発行の広報誌（紙）等に掲載を依頼する。

##### (3) ポスターの掲出

人権週間の周知を図るため、11月及び12月中に法務局（本局、支局及び出張所）の掲示板に掲出するとともに、大阪府庁、府内市区町村役場、JR各駅、その他公共施設の掲示場（板）に掲出を依頼する。

##### (4) 懸垂幕、横断幕の掲出

人権週間中、法務局（本局及び支局）に掲出するとともに、府内市区町村役場、府内の国の行政機関等に掲出を依頼する。

##### (5) 街頭啓発

ア 法務局（本局）及び大阪府人権擁護委員連合会は、基本的人権の尊重を広く府民に呼びかけるため、12月4日（日）、「イオンモール鶴見緑地」において、人権擁護委員、法務局職員及び一日人権擁護委員が一体となって街頭啓発を行う。

イ 法務局（本局及び支局）、各人権擁護委員協議会又は各地区委員会は、各地方自治体と協力して、人権週間中の適宜の日時、適切な場所を選び、各地域において街頭啓発を行う。

##### (6) 新聞発表、スポット放送

人権週間中の行事資料を各報道機関に提供し、広報を依頼する。

また、人権週間中、府内数ヶ所において、街頭ビジョン及び電光掲示板によるスポット放送を行う。

##### (7) その他

ア 法務局（本局及び支局）、各人権擁護委員協議会又は各地区委員会は、各地方自治体と協力して広報車の巡回、有線放送及び啓発物の配布又はその他適切な方法により広く人権意識の普及高揚を図る。

イ 「じんけん大阪」の発行

(別紙)

「第63回人権週間」強調事項の趣旨

○「女性の人権を守ろう」

家庭や職場における男女差別や配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの人権問題が発生しており、女性と男性が対等の立場で協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「子どもの人権を守ろう」

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しており、子どもも一人の人間として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「高齢者を大切に作る心を育てよう」

高齢者に対する就職差別や介護者等による身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しており、高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」

障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートやマンションへの入居を拒否されるなどの人権問題が発生しており、障害のある人と障害のない人とが対等に生活し活動できる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「部落差別をなくそう」

同和問題に関する差別意識から、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの人権問題が発生しており、この問題についての関心と理解を深め、差別や偏見をなくすことが必要である。

○「アイヌの人々に対する理解を深めよう」

アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける差別や偏見が依然として存在しており、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する

認識と理解を深めていくことが必要である。

○「外国人の人権を尊重しよう」

言語、宗教、生活習慣等の違いに対する認識の不足から、外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しており、文化等の多様性を認め、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要である。

○「H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」

エイズ、ハンセン病等の、感染症に対する正しい知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しており、感染症に対する正しい知識と理解を持ち、差別や偏見をなくすことが必要である。

○「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しており、刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が重要であることから、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しており、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「インターネットを悪用した人権侵害をやめよう」

インターネットの普及により、個人の名誉を毀損したり、差別を助長するおそれのある表現の掲載をするなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が発生しており、個人の名誉を始めとする人権に関する正しい理解を深めていくことが必要である。

○「ホームレスに対する偏見をなくそう」

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しており、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「性的指向を理由とする差別をなくそう」

同性愛者など性的指向に関して少数派である人々への偏見は根強く、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しており、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する差別や偏見が存在しており、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

○「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされており、この問題についての関心と認識を深めていくことが必要である。

○「人身取引をなくそう」

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題であり、人身取引の実態に目を向け、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

啓発広報資料 『第63回人権週間について』

大 阪 法 務 局  
大阪府人権擁護委員連合会

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々々が達成すべき共通の基準として、1948年（昭和23年）第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、関係機関の協力を得て、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

大阪法務局と大阪府人権擁護委員連合会では、本年の人権週間の啓発強調事項を次のとおりとし、啓発活動を実施することとしています。

平成23年度啓発活動重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

のほか、次の事項とします。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう